

# 入居者利用料徴収額（令和5年4月1日現在）

（単位：円）別表1

対象収入による区分階層		入居者からの利用料徴収額（月額）			
		事務費 〔サービスの提供 に要する費用〕	生活費	管理費 〔居住 に要する費用〕	計
1	1,500,000円以下	10,000	43,700	10,000	63,700
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000	43,700	10,000	66,700
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	43,700	10,000	69,700
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	43,700	10,000	72,700
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	43,700	10,000	75,700
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	43,700	10,000	78,700
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	43,700	10,000	83,700
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	43,700	10,000	88,700
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000	43,700	10,000	93,700
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000	43,700	10,000	98,700
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000	43,700	10,000	103,700
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000	43,700	10,000	110,700
13	2,600,001円以上	61,800	43,700	10,000	115,500

- ※ 1. その冬期加算額（11月～3月）として一律5,800円（月額）を加算する。
2. 入居者からの「事務費（サービスの提供に要する費用）」徴収額（61,400円）との差額は国・県の補助金で充当される。
3. 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入と認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
4. 本人からの「サービスの提供に要する費用」徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。
5. 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の2分の1づつをそれぞれ個々の対象収入とする。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの「サービスの提供に要する費用」徴収額については、上表の額から30%減額した額を本人からの「サービスの提供に要する費用」徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。
6. 「居住に要する費用」について、単身者が自己に都合により2人部屋を単身で利用する場合の「居住に要する費用」（月額）は、上表の額に10,000円を加算した額とする。
7. 上記の利用料表は、国の定めた額を基準としており、今後変更することがある。